

## 経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

### 今回のテーマ： 受取配当等の益金不算入

2015年4月1日以後開始事業年度より、受取配当等の益金不算入制度が改正されました。

#### 1. 内国法人から受ける配当等

益金不算入の対象となる配当等の範囲	株式保有割合	株式保有割合の判定の基準	益金不算入割合
① 内国法人の株式または出資に係る剰余金の配当等の額	100%	その配当等の計算期間の初日から末日まで継続して100%保有※	100%
② 投資信託および投資法人の金銭の分配の額	1/3超100%未満	その配当等の基準日の6ヵ月前の日の翌日からその基準日まで継続して1/3超100%未満保有※	100%－負債利子
③ 資産流動化法に規定する金銭の分配（中間配当）の額	5%超1/3以下	その配当等の基準日において5%超1/3以下保有	50%
	5%以下	その配当等の基準日において5%以下保有	20%

※保有期間要件を満たさない場合は、その配当等の益金不算入割合は50%となります。

#### 2. 外国法人から受ける配当等

外国法人株式の区分	外国法人側における支払配当の処理	配当等の取り扱い	外国源泉税の取り扱い
支払義務が確定する日以前6ヵ月以上継続して25%以上保有している外国法人からの配当	損金不算入処理	95%益金不算入	全額損金不算入 かつ 外国税額控除不適用
	損金算入処理	全額益金算入	【いずれかを選択】 全額損金算入 または 外国税額控除
上記以外			

#### お見逃しなく！

100%保有内国法人株式の株式保有期間の要件は、前回の配当の基準日の翌日から、今回の配当の基準日までとなります。

内国法人または外国法人の自己株式譲渡などのみなし配当の場合においても、上記判定基準により区分し、その区分に応じて益金不算入額が算定されます。但し、発行法人による自己株式の取得が予定されている株式を取得し、これが取得された場合におけるみなし配当については、益金不算入制度の適用はありませんのでご注意ください。